

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール 借入	158:情報処理用機器	(株) ニック	2,970,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
2	令和4年度2500分1精度地図データ 借入	158:情報処理用機器	(株) ゼンリン	15,586,560	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	令和4年度1万分1精度地図データほか2点借入	158:情報処理用機器	(株) マップル	2,640,000	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	令和4年度 業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入	158:情報処理用機器	(株) 日立製作所	513,691,200	令和4年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
5	多機能型消防艇「まいしま」修繕	39:船舶・航空機・鉄道	(株) ダイソー	6,050,000	令和4年4月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	随意契約理由書記載のとおり	
6	消防局庁舎ガス吸収式冷温水機修繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	4,510,000	令和4年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
7	令和4年度中央こども相談センターガス吸収式冷温水機 修繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	3,410,000	令和4年6月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,146,000	令和4年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
9	令和4年度 はしご車分解整備	37:自動車修理	(株) モリタテクノス	20,680,000	令和4年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
10	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D) 買入	27:医療用機器	(株)アダチ	6,776,000	令和4年6月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 障がい福祉サービス費支払実績等管理ツール 借入

### 2 契約の相手方

株式会社ニック

### 3 随意契約理由

本案件は、大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等（国保連CSV）を取り込み、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成のため、必要データを抽出・集計等できるソフトウェアを借り入れるものである。

そのための要件として、大阪府国民健康保険団体連合会から送信される事業者請求の点検結果情報等（国保連CSV）の取り込みのみで作動し、市町村審査用資料及び各種統計資料等の作成にあたり、迅速かつ正確に必要なデータを抽出・集計等することが必要である。

これらの要件を満たすソフトウェアは上記業者が制作している「オクトパスIV」のみであり、「オクトパスIV」は、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているソフトウェアであるため、制作会社である上記業者を指定する。

※直接販売証明書は福祉局にて保管

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

電話番号：06-6208-7993

# 2

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度2500分1精度地図データ 借入

### 2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

### 3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWN II」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

# 3

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度1万分1精度地図データほか2点 借入

### 2 契約の相手方

株式会社マップル

### 3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

# 4

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

### 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

### 3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成8年12月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成14年2月から、それぞれ借入を開始しており、令和4年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

大阪市情報通信ネットワークを安定稼動させるためには、障害時における迅速な対応のみならず、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、ネットワーク保守業者において保守可能な機器を借入の必要がある。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 5 担当部署

デジタル統括室 基盤担当 (電話番号 06-6543-7123)

# 5

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

多機能型消防艇「まいしま」修繕

### 2 契約の相手方

株式会社ダイゾー

### 3 随意契約理由

本船は、河川及び海域での火災や救助事案などの消防活動において市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を果たしているものである。

今般、ビルジ（船底に溜まっている水やオイル等が混合された不要液体）量が増える現象がおり、潜水士が船底を調査した結果、船体付ビルジタンクの底面に孔食部が発見された。そのため、仮補修（孔食部への当て板溶接）を実施し、国土交通省の臨時検査を受けた結果、令和4年6月6日までに船底外板切替等の修繕（修繕期間は1ヶ月程度）を実施のうえ再度臨時検査を受検することを条件として、それまでの間の航行を許可されているものである。

再度臨時検査を令和4年6月6日までに受検できないこととなると、本船の航行が不可と判断され、陸に揚げることとなる。本船が航行できなくなれば、消防活動に支障が生じ、市民の生命、身体及び財産を保護することができなくなり大きな影響を及ぼすおそれがあるため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、本船の修繕においては、多機能型消防艇「まいしま」と同等程度の主機関出力1000kW以上の船舶の修繕実績が必要である。また、管海官庁（国土交通省近畿地方整備局）より、平水区域内の航行のみ許可されている船舶であることから、本船が航行する第7平水区域内（大阪湾内）で検査ができる船渠等修繕設備を有する又は借り受けできることが条件となる。市場調査及び過去の実績から対応できる複数の業者で比較見積りを実施した結果、上記業者が一番安価であったため随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

# 6

## 随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

消防局庁舎のガス吸収式冷温水機は、製造メーカーが独自に設計、製作したものであり、また燃焼部及び制御部等の主要部分については自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造メーカーであることから、本修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6165）

# 7

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度中央こども相談センターガス吸収式冷温水機 修繕

### 2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

### 3 随意契約理由

当該設備は、上記業者が独自技術にて設計・設置したものであり、他社製品との互換性がなく製作者でなければ修理作業を行うことができない。

修繕内容は当該機器内の熱交換器等を交換し、機能維持を図るものであるが、部品交換にあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本体の構造を熟知したうえで分解し、部品交換・修繕後に再度組み立てる技術及び運転調整、知識が必要である。よって、唯一この技術及び知識を有する本機器製造販売元の川重冷熱工業株式会社に依頼するものである。

以上の選定理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター管理担当  
(電話番号 06-4301-3146)

# 8

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

### 2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

### 3 随意契約理由

二連式加湿酸素流量計は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用する資器材であり、当局が救急業務を行う上で以下の6点の性能を有する必要がある。

- 1 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の承認番号を有しているもの。
- 2 酸素吸入ホース内で閉塞状態になった場合に、アラーム等が鳴動する機能を有していること。
- 3 二連式であること。
- 4 酸素流量は毎分15L以上の投与ができ、かつ1L毎の設定が可能であること。
- 5 救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- 6 ジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

必要な条件を満たす加湿酸素流量計は、株式会社三幸製作所製の二連式加湿酸素流量計オキシパック OX-ⅢSのみであり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は、新鋭工業株式会社となっている。また、新鋭工業株式会社が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。

よって上記業者を選定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

# 9

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 はしご車分解整備

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準並びに、はしご自動車の安全基準に基づき設計・製作され、消防活動上確実な動作と人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分があり、点検整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製作会社からはしご車点検整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

# 10

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ (LTS-D) 買入

### 2 契約の相手方

株式会社アダチ

### 3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ (LTS-D) は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上、必要である以下の9点の性能を有する必要がある。

- (1) 咽頭カフ及び食道カフがあること
- (2) 上記カフは、1回の操作で空気の注入ができること
- (3) 食道疾患のある傷病者への使用が可能であること
- (4) 挿入深度が分かるマーク等があること
- (5) ガイド溝等を活用してチューブなどを介し、胃内容物の吸引ができること
- (6) 単回使用であること
- (7) 気密性があること
- (8) ハンドフリー状態で活動ができること
- (9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の認証番号等を有していること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクシオン LTS-D のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社が取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） （電話番号 06-4393-6627）